

2019年11月22日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕

道路運送法改正に向けた自家用有償旅客運送制度に関する要請書

～「関係者による合意」の要件撤廃を求めます～

要介護高齢者や身体障がい者等は増え続けています。介護保険受給者数は、道路運送法で自家用有償運送が整備された2006年度では429.5万人に対して2017年度は604.1万人（対比140.6%）。身体障害者数は2006年度348.3万人に対して2017年度436.0万人（対比125.2%）と増加の一途を辿っています。

また、高齢者の免許返納が推進されることにより、要介護者や身体障がい者の数とは比にならない規模で、移動困難な高齢者が増えています。地域における移動のニーズは、今後も高まり続けることは間違いありません。

しかし、自家用有償旅客運送の登録数をみると、2006年度末の3,073団体に対して、2017年度末は3,134団体（対比102.0%）となり、制度創設から11年間で61団体しか増えていません。割合にすると、たった2%増です。ニーズの高さに比して団体数が全く伸びていません。また、車両数（特にセダン車両）も増加しておらず、むしろ減少が顕著な地域が複数見られます。四国運輸局内は4県の合計で登録数わずかに7団体、大分運輸支局は登録団体ゼロといった地域偏在も激しく、制度設計に大きな問題があります。

道路運送法は自家用有償旅客運送に対して、地域における公共交通機関の補完的な役割を求めています。移動困難者の視点から考えると、介助者の確保、住生活環境におけるバリアフリー化、生活困窮等の経済的要因など、公共交通機関では対応できない要因が多々あります。公共交通機関による個別ニーズへの充実した対応や交通空白地での飛躍的な整備が望めない現状を踏まえると、自家用有償旅客運送の位置づけを補完的な役割ではなく、選択肢の一つとして位置づけ、必要に応じて移動手段を使い分けられる制度設計にすべきです。

自家用有償旅客運送は「地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合」に実施できるとされており、福祉有償運送と公共交通空白地有償運送の「合意の場」が「運営協議会」となっています。

しかし、移動のニーズは多様であり、公共交通機関で解決できるものではありません。また、今後10年先、20年先を見据えても人口減少が進む中で存在価値は高まります。つまり、どのような地域においても「必要」であり、「必要性」について、運営協議会で合意を得るまでもないのです。

運営協議会での法的合意事項は、「必要性」「対価」「運送の区域」の3つですが、これらについて関係者の合意を必要とすることによって、協議は旅客の範囲や管理体制の適否など細部に及び、利用者利便を無視した利害調整が行われます。

このような観点に基づき、2020年での道路運送法改正に向けて、福祉有償運送と公共交通空白地有償運送の合意の場である運営協議会の廃止および登録要件である「関係者の合意」を撤廃することを要望します。

なお、各自治体で開催されている運営協議会によっては、法的合意事項だけでなく地域福祉を鑑みた交通の議論を行っているところもあります。このような論議は地域公共交通会議や介護保険法・総合事業の中で整備が進められている協議体等に移行することも検討すべきです。

冒頭にも述べたように、自家用有償旅客運送団体の総数は、法整備されて以降ほとんど増えていません。この要因として挙げられるのは「運営協議会」の存在です。自治体によっては法の定める基準以上に規制を強化し新規参入を妨げる「ローカルルール」を設けているところもあり、市民や移動困難者の視点に立った交通政策とは程遠い現実が存在します。

そして、今後は運転者不足がますます深刻化します。これは自家用有償旅客運送だけでなく交通機関・運送事業者を含めた共通の懸念事項です。こうした中で、自家用有償旅客運送団体の役割はさらに求められます。実施団体の整備を進めるために、団体が負担する事務作業の軽減化を図ることが重要です。更新期間の延長（3年から5年）、更新手続き書類の削減や簡素化も合わせて求めます。

以上

※ 介護保険受給者数は厚生労働省「介護給付費等実態調査の概況」より、身体障害者数は厚生労働省「身体障害児・者実態調査結果」及び内閣府「障害者白書」より、自家用有償旅客運送団体数は国土交通省自動車交通局旅客課発表データより掲載。

■全国

運営主体	対象事業	2007年3月	2010年3月	2014年3月	2016年3月	2018年3月	2018/2007
自治体	市町村福祉輸送	241	135	122	117	112	46.5%
	交通空白輸送	476	430	426	433	440	92.4%
NPO等	福祉有償運送	2,300	2,333	2,340	2,458	2,466	107.2%
	公共交通空白地有償運送	56	66	88	99	116	207.1%
合計		3,073	2,964	2,976	3,107	3,134	102.0%

2007年度3月対比	100.0%	96.5%	96.8%	101.1%	102.0%
			前々年対比	104.4%	100.9%

■厚生労働省「介護給付費等実態調査の概況」

年間受給者数 単位:千人

2017年度	6,041.2	140.6%
2012年度	5,430.6	
2006年度	4,295.6	

■身体障害児・者実態調査結果 単位:千人

3,483

単位:万人

障害者白書	身体	知的	精神
2017年度	436.0	108.2	233.6
2012年度	366.3	54.7	320.1
2006年度	348.3		
	125.2%		

年次	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	(再掲)重複障害
推計数 (単位:千人)						
1951(昭和26年)	512	121	100	291	—	—
1955(昭和30年)	785	179	130	476	—	—
1960(昭和35年)	829	202	141	486	—	44
1965(昭和40年)	1,048	234	204	610	—	215
1970(昭和45年)	1,314	250	235	763	66	121
1980(昭和55年)	1,977	336	317	1,127	197	150
1987(昭和62年)	2,413	307	354	1,460	292	156
1991(平成3年)	2,722	353	358	1,553	458	121
1996(平成8年)	2,933	305	350	1,657	621	179
2001(平成13年)	3,245	301	346	1,749	849	175
2006(平成18年)	3,483	310	343	1,760	1,070	310